



猫の譲渡面接会



～猫の新たな飼い主を探す譲渡会～

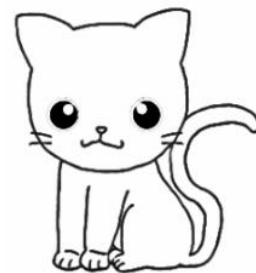
当日、猫の譲渡は行いません。会場で面接の上、その猫との適性、相性等も含めながら譲渡について決定します。

猫に関する相談もお受けしています。

内容 : 猫の譲渡に係る面接
ご家庭や地域などにおける猫に関する相談

対象者 : 猫が欲しい人
猫について相談したい市民

日程・場所 : 次のとおり



(いずれも土曜日 午前10時から正午まで) ※受け付けは午前11時30分まで

(所在地) **エコパークさがみはら 2階 学習室**

(相模原市中央区富士見1-3-41)

(裏面参照)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
25 (土)	29 (土)	27 (土)	31 (土)	28 (土)	26 (土)	30 (土)	14 (土)	25 (土)	22 (土)	15 (土)

◆猫を譲りたい方！

- 市内在住の18歳以上の人で、市内で飼養している猫が対象です。
- 必ず「**猫の相談会**」で参加申込みをしてください。
- 各面接会の申込定員は15名です。

※譲渡面接会に参加する猫の健康診断などの費用のご負担があります。

参加猫一覧はコチラ→

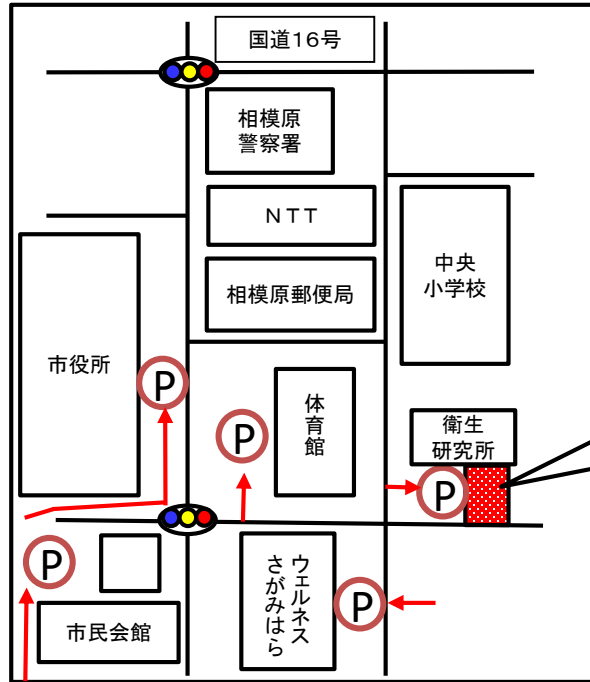


◆猫が欲しい方！

- お越しになる際は、住所・氏名が確認できるもの(免許証など)をご持参ください。
- 単身又は家族全員が60歳以上の場合は、猫の終生飼養を継続できる概ね60歳ぐらいまでの成人で保証人となる方と一緒にご来場ください。

※譲渡の際には、譲渡のために事前に実施されたワクチン接種や不妊去勢手術などの費用のご負担があります。

※なお、飼い主になるためには、**裏面の条件**を満たしていることが必要です。



JR相模原駅からバスで約10分
「市役所前」下車すぐ

会場
会場前の駐車場が満車の場合は、
周辺の駐車場をご利用ください。

飼い主になるための条件

1. 原則として、相模原市内に在住で、18歳以上であること。
2. 譲り受ける猫を適正に飼養管理し、終生飼養すること。
3. ご家族全員が飼養に関して賛成し、協力的であること。
なお、次の事項に該当する場合は、譲渡をお断りする場合があります。
◆ご家族に、動物に対するアレルギー症状を呈する方がいらっしゃる場合。
◆ご家族全員が60歳以上である場合や、就学前のお子様がいるご家庭である場合。
4. 【飼養者が単身者の場合】
飼養者に万が一のことがあった場合、猫の終生飼養を継続できる概ね60歳までの成人の保証人が別において、飼養者本人及びその保証人が、譲渡決定後の猫の譲渡時に提出いただく誓約書に署名のうえ、遵守事項をお守りいただけること。
5. 猫の飼養が可能な住宅環境であり、完全屋内飼養を実施すること。
また、賃貸住宅や集合住宅の場合、猫が飼養可能なことを証明する契約書等の写しを提出すること。
6. 譲渡元の飼い主が指定する猫の特性に応じた飼養管理を実施すること。
7. 譲り受ける猫の不妊去勢手術の実施について、同意いただけること。
なお、子猫で不妊去勢手術が未実施の場合は、指定期間内にその手術を受けさせ、生活衛生課に報告すること。
8. 譲り受ける猫に定期的な予防注射接種や健康診断を受けさせ、また、当該猫がなんらかの病気治療中の場合、継続治療を実施すること。
9. 【既に自宅で飼養している猫がいる場合】
◆現在、飼養している猫が不妊去勢手術を実施していない場合、譲渡をお断りする場合がありますことについて了承いただけること。
◆飼養するすべての猫について、完全屋内飼養を実施すること。
10. 飼養する猫の頭数の合計（譲り受ける猫を含む）が、自宅の部屋数（DK・LDKは2部屋と数える）を超えないこと。
11. 譲り受ける猫にマイクロチップや迷子札等を装着し、所有者明示をすること。
12. 譲り受けた猫を無断で他者に譲渡しないこと。
また、当該猫を利用して営利を目的とした行為は行わないこと。
13. 譲渡の際に、譲渡しの確認のため、新しい飼い主と当該猫の写真を撮影することを了承いただけること。
14. 不妊去勢手術費用、ワクチン接種費用、マイクロチップ装着費用及びウイルス検査費用等の実費を負担していただけること。
※猫の月齢や健康状態によって実施された処置及び費用は異なります。
15. 【新しい飼い主になった後、やむを得ない事情で飼養困難になった場合】
◆遺棄・放棄したりせず、解決に向け全力を尽くすこと。
◆生活衛生課に連絡すること。

<問い合わせ先>
相模原市保健所 生活衛生課 電話 042-769-8347

